

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2024 年 12 月 27 日

シュンビン株式会社
(Shunbin Co., Ltd.)

代表取締役社長 津村元英

京都府京都市伏見区横大路下三栖東の口町 1 の 3

(075)611-0188 (代表)

取締役経営管理部長 松本晋一

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2321 (代表)

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりで
す。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

シュンビン株式会社

<https://www.shun-bin.com>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第77期（中間）	第78期（中間）	第76期	第77期
決算年月	2023年 9 月	2024年 9 月	2023年 3 月	2024年 3 月
売上高 (千円)	466,125	501,806	987,241	961,760
経常利益又は経常損失 () (千円)	6,255	18,968	9,830	13,331
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 () (千円)	3,932	13,370	8,905	8,650
中間包括利益又は包括利益 (千円)	3,932	13,370	8,905	8,650
純資産額 (千円)	256,642	246,840	254,133	261,360
総資産額 (千円)	794,297	801,001	813,583	814,457
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	5.00 (-)	0.50 (-)
1株当たり中間（当期）純利益 又は1株当たり中間純損失 (円) ()	1.68	5.82	4.18	3.73
潜在株式調整後 1株当たり中間（当期）純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	32.3	30.8	31.2	32.1
自己資本利益率 (%)	1.5	-	3.5	3.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	12.0	13.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	13,514	5,742	39,109	20,116
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	9,070	11,788	9,914	8,630
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	23,771	12,193	33,939	29,565
現金及び現金同等物 の中間期末（期末）残高 (千円)	111,275	106,305	112,462	111,643
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	42 (3)	40 (3)	37 (4)	40 (3)

- (注) 1. 2023年11月28日開催の取締役会決議により、2023年12月25日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。このため、第76期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間（当期）純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。また、1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の内容を記載しております。なお、第76期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第76期は0.5円となります。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、第76期から第77期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。また第78期中間期においては、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第77期中間期および第78期中間期は配当を行っていないため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 第76期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人やまぶきによる監査を受けております。第77期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人やまぶきによる監査を受けております。第77期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人やまぶきによる中間監査を受けております。第78期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人やまぶきによる期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年9月30日現在

セグメント名称	従業員数(人)
ブランディング及び商品開発デザイン事業	40(3)
合計	40(3)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員)は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2024年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
40(3)	37.1	6.3	4,575

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員)は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかに回復しました。一方で、物価上昇や欧米における高い金利水準の継続、為替相場の変動等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは原材料や原油価格の高騰を初めとする断続的な仕入れ価格の上昇等の影響で、一部、価格転嫁の遅れから売上総利益が低下する影響がありました。また、人件費の上昇、管理諸費の増加もあり、収益率が低下しています。

そのような中、当社グループでは、「中小企業の企画部を代行し顧客の売上を上げる」というミッション、「イノベーションを共に創る」というビジョンの元、より新しい事業や商品を生み出すビジネスに磨きをかけ、顧客の業種を拡げ、ブランディングを起点とするコンサルティングやクリエイティブデザインで付加価値が高い事業にシフトすることで、売上総利益率の向上を図りました。

これらの結果、当中間連結会計期間における売上高は501,806千円（前年同期比7.7%増）、営業損失は18,383千円（前年同期は営業損失1,494千円）、経常損失は18,968千円（前年同期は経常利益6,255千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は13,370千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益3,932千円）となりました。

なお、当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における資金の残高は106,305千円（前連結会計年度末比5,337千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、5,742千円の支出（前中間連結会計期間は13,514千円の収入）となりました。これは、減価償却費の計上11,620千円、売上債権の減少5,718千円、棚卸資産の減少7,685千円等の収入要因があったものの、税金等調整前中間純損失18,968千円の計上、仕入債務の減少額5,717千円、法人税等の支払額6,510千円等の支出要因があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、11,788千円の支出（前中間連結会計期間は9,070千円の収入）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出1,960千円、無形固定資産の取得による支出7,390千円、保険積立金の積立による支出2,574千円の支出要因等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、12,193千円の収入（前中間連結会計期間は23,771千円の支出）となりました。これは、長期借入れによる収入50,000千円の収入要因があったものの、短期借入金の純減額15,376千円、長期借入金の返済による支出21,281千円等の支出要因があったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間の受注実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
ブランディング及び 商品開発デザイン事業	507,873	112.2
合計	507,873	112.2

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、ブランディング及び商品開発デザイン事業の受注実績を記載しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ブランディング及び 商品開発デザイン事業	501,806	107.7
合計	501,806	107.7

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、ブランディング及び商品開発デザイン事業の販売実績を記載しております。

2. 主な相手別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
本坊酒造株式会社	67,145	14.40	65,865	13.13

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年6月28日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。なお、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

< J-Adviser との契約について >

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年3月1日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の (a) 又は (b) の場合の区分に従い、当該 (a) 又は (b) に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、非上場会社を子会社化する株式交付、 会社分割による非上場会社からの事業の承継、 非上場会社からの事業の譲受け、 会社分割による他の者への事業の承継、 他の者への事業の譲渡、 非上場会社との業務上の提携、 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、 その他非上場会社の吸収合併又はこれら から までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

< J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項 >

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 12,726 千円減少し、346,370 千円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が 5,718 千円減少、棚卸資産が 7,685 千円減少したこと等によるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 728 千円減少し、454,631 千円となりました。これは主に、無形固定資産が 5,732 千円増加したものの、建物及び構築物が 4,600 千円減少し、工具、器具及び備品が 2,832 千円の減少したこと等によるものであります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ 16,253 千円減少し、286,559 千円となりました。これは主に、短期借入金が 15,376 千円減少したこと等によるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ 17,317 千円増加し、267,601 千円となりました。これは主に、長期借入金が 22,457 千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 14,519 千円減少し、246,840 千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失 13,370 千円を計上したこと等に伴う利益剰余金の減少によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第 5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計期間末現在発行数 (株) (2024 年 9 月 30 日)	公表日 現在発行数 (株) (2024 年 12 月 27 日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	6,000,000	3,500,000	2,500,000	2,500,000	東京証券取引 所 (Tokyo PRO Market)	単元株式数 は 100 株で あります。
計	6,000,000	3,500,000	2,500,000	2,500,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【MSCB 等の行使状況】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2024年 4 月 1 日 ~ 2024年 9 月 30 日	—	2,500,000	—	12,500	—	—

(6)【大株主の状況】

2024 年 9 月 30 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
津村 元英	京都府京都市伏見区	1,199,150	52.15
シュンビン株式会社持株会	京都府京都市伏見区 横大路下三栖東の口町 1 の 3	456,400	19.85
株式会社北川本家	京都府京都市伏見区村上町 370 の 6	125,000	5.43
倉谷 知子	京都府宇治市	123,000	5.35
小林 永	京都府京都市中京区	100,000	4.34
池原 百合	大阪府寝屋川市	66,000	2.87
北川 幸宏	京都府京都市伏見区	62,500	2.71
松本 晋一	京都府京都市中京区	55,600	2.41
北川 嘉一	京都府京都市山科区	50,000	2.17
齊藤酒造株式会社	京都府京都市伏見区 横大路三栖山城屋敷町 105	50,000	2.17
中嶋 正一	京都府宇治市	10,000	0.43
往西 裕之	京都府宇治市	1,250	0.05
計	—	2,298,900	99.99

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年 9 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 201,000	—	自己株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,299,000	22,990	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,500,000	—	—
総株主の議決権	—	22,990	—

【自己株式等】

2024年 9 月30日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
シュンピン 株式会社	京都府京都市伏 見区横大路下三 栖東の口 1 の 3	201,000	—	201,000	8.0
計	—	201,000	—	201,000	8.0

(8)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	2024 年 4 月	2024 年 5 月	2024 年 6 月	2024 年 7 月	2024 年 8 月	2024 年 9 月
最高 (円)	—	—	160	—	—	—
最低 (円)	—	—	160	—	—	—

(注) 1 . 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2 . 当社株式は、2024年 6 月27日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場したため、それ以前の月については、該当事項はありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表日後、本発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	111,643	106,305
受取手形及び売掛金	173,227	167,509
商品及び製品	66,960	63,977
仕掛品	5,400	698
貯蔵品	105	105
その他	1,782	7,796
貸倒引当金	23	22
流動資産合計	359,097	346,370
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物 (純額)	340,158	335,558
機械装置及び運搬具 (純額)	14,079	12,611
工具、器具及び備品 (純額)	16,983	14,151
土地	50,378	50,378
有形固定資産合計	421,599	412,700
無形固定資産	10,226	15,958
投資その他の資産		
その他	28,534	30,972
貸倒引当金	5,000	5,000
投資その他の資産合計	23,534	25,972
固定資産合計	455,360	454,631
資産合計	814,457	801,001

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	79,216	73,498
短期借入金	126,169	110,793
1年内返済予定の長期借入金	32,498	38,760
未払法人税等	6,510	90
契約負債	19,156	28,522
賞与引当金	8,662	9,779
その他	30,599	25,116
流動負債合計	302,812	286,559
固定負債		
長期借入金	111,262	133,719
繰延税金負債	52,573	46,885
役員退職慰労引当金	25,154	26,175
退職給付に係る負債	44,521	44,049
資産除去債務	16,772	16,772
固定負債合計	250,284	267,601
負債合計	553,096	554,160
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,500	12,500
利益剰余金	250,707	236,187
自己株式	1,847	1,847
株主資本合計	261,360	246,840
純資産合計	261,360	246,840
負債純資産合計	814,457	801,001

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)		当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	
売上高	466,125		501,806	
売上原価	298,830		325,826	
売上総利益	167,295		175,980	
販売費及び一般管理費	1	168,790	1	194,363
営業損失 ()	1,494		18,383	
営業外収益				
受取利息及び配当金	3		5	
売電収入	1,002		940	
保険返戻金	8,077		64	
その他	219		42	
営業外収益合計	9,302		1,052	
営業外費用				
支払利息	1,520		1,637	
その他	31		0	
営業外費用合計	1,552		1,637	
経常利益又は経常損失 ()	6,255		18,968	
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失 ()	6,255		18,968	
法人税等	2	2,322	2	5,597
中間純利益又は中間純損失 ()	3,932		13,370	
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失 ()	3,932		13,370	

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
中間純利益又は中間純損失 ()	3,932	13,370
中間包括利益 (内訳)	3,932	13,370
親会社株主に係る中間包括利益	3,932	13,370

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失 ()	6,255	18,968
減価償却費	11,732	11,620
賞与引当金の増減額 (は減少)	1,122	1,116
貸倒引当金の増減額 (は減少)	168	0
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	308	1,020
退職給付に係る負債の増減額 (は減少)	1,949	472
受取利息及び受取配当金	3	5
支払利息	1,520	1,637
売上債権の増減額 (は増加)	3,555	5,718
棚卸資産の増減額 (は増加)	3,841	7,685
仕入債務の増減額 (は減少)	1,143	5,717
その他	803	1,089
小計	22,663	2,544
利息及び配当金の受取額	3	5
利息の支払額	1,371	1,781
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	7,781	6,510
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,514	5,742
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	395	1,960
無形固定資産の取得による支出	—	7,390
保険積立金の積立による支出	2,775	2,574
保険積立金の払戻による収入	12,240	136
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,070	11,788
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	3,840	15,376
長期借入れによる収入	—	50,000
長期借入金の返済による支出	18,508	21,281
配当金の支払額	1,173	1,149
その他	250	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,771	12,193
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	1,186	5,337
現金及び現金同等物の期首残高	112,462	111,643
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 111,275	1 106,305

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
給料手当	77,581千円	74,131千円
貸倒引当金繰入額	168千円	0千円
賞与引当金繰入額	9,998千円	10,048千円
退職給付費用	2,240千円	6,798千円
役員退職慰労引当金繰入額	278千円	966千円

- 2 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	111,275千円	106,305千円
現金及び現金同等物	111,275千円	106,305千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,173	5.0	2023年3月31日	2023年6月29日

2. 基準日が前中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,149	0.5	2024年3月31日	2024年6月28日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失()	1 円 68 銭	5 円 82 銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会 社株主に帰属する中間純損失()(千円)	3,932	13,370
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益又は親会社株主に帰属する中間純損 失()(千円)	3,932	13,370
普通株式の期中平均株式数(株)	2,299,000	2,299,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 2023年12月25日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年12月27日

シュンビン株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

山岡朋男

指定社員
業務執行社員

公認会計士

平野 泰久

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシュンビン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュンビン株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上